

最高裁が果たすべき使命と役割を放棄したことに強く抗議します！

2024年4月12日

ノーモア原発公害市民連絡会

代表世話人（世話人事務局） 寺西 俊一

2024年4月10日付にて、最高裁判所第三小法廷は、いわき市民訴訟の一審原告らが行った仙台高裁判決に対する上告を棄却し、また、上告受理申立を不受理とする決定を行いました。

周知のとおり、上記のいわき市民訴訟における仙台高裁判決（2023年3月10日付）では、「経済産業大臣が適時適切に規制権を行使していれば、本件津波によって福島第一原発が炉心溶融を起こして水素爆発するなどという重大事故が起きなかった可能性は相当程度高かったと認められるのであり、安全対策を講じさせるべき規制権限の行使を8年にわたり怠った国の責任も重大である」と明記されていました。しかし、その一方で、「とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできない」として、「国の責任」を否定する矛盾した結論を出しました。

仙台高裁が上記のような矛盾した結論を出した背景には、2022年6月17日の最高裁判決（「6.17 最高裁判決」）が重大な影響を与えたという経緯があります。この「6.17 最高裁判決」は、第1に、被害発生が予測できたかどうか、第2に、国にはどんな権限があったか、そして第3に、規制権限を行使すれば被害発生が防止できたか、という3つの重要な論点のうち、第1、第2についての判断を避け、仮に規制権限を行使していたとしても福島原発事故を防げなかった「相当の可能性」があるとして、「国の責任」を否定したものでした。しかし、この判決に対しては、ほとんどの専門家から批判的な論評が出されており、また、私たち「ノーモア原発公害市民連絡会」（以下、「市民連」）も2023年11月17日に発足して以来、この「6.17 最高裁判決」の根本的な是正を強く求めてきたところです。

今回の仙台高裁判決に対する上告棄却および上告受理申立不受理の決定は、最高裁が前述した「6.17 判決」の問題点を改める絶好の機会であったにもかかわらず、最高裁が本来果たすべき使命と役割を敢えて放棄したものだと言わざるをえません。これは、極めて遺憾なことであり、私たち「市民連」は、引き続き、「6.17 最高裁判決」の根本的な是正を強く求めていくことをここに表明するものです。